

管 第 9 1 号
建 技 第 7 3 号
平成 3 0 年 7 月 3 日

一般社団法人 富山県建設業協会 会長 殿

富山県土木部長

現場代理人等の適正な配置の徹底について（参考送付）

このことにつきまして、平成 17 年 8 月 17 日付け管第 585 号で通知した運用を行っているところでありますが、富山県土木部では下記のとおり改定することとしましたので参考までに送付します。つきましては、貴協会会員に対する周知について、ご配慮願います。

記

1 改定内容

現場代理人等が重複した場合の対応の変更（別紙参照）

（事務担当：建設技術企画課技術指導係）

管 第 91 号
建 技 第 73 号
平成 30 年 7 月 3 日

部内各所属長 殿

土 木 部 長

現場代理人等の適正な配置の徹底について（改定）

このことを徹底するため、現場代理人、主任技術者、監理技術者及び専門技術者（以下「現場代理人等」という。）（別紙 1 参照）の配置状況の確認について、下記のとおり運用することとしましたので通知します。

なお、「現場代理人等の適正な配置の徹底について（通知）」（平成 17 年 8 月 17 日付け管第 585 号、平成 19 年 3 月 16 日付け建技第 89 号）は、廃止します。

記

- 1 発注者支援データベースシステム（J C I S 又は C O R I N S。以下「システム」という。）（別紙 2 参照）導入所属における確認方法

請負者から現場代理人等届が提出された際に、当該工事の担当職員がシステムを使って現場代理人等の在籍確認、資格確認及び現場専任確認を行う（別紙 3 参照）。

システムで確認できない場合は、システム未導入所属と同様の確認方法をとるものとする。

- 2 システム未導入所属における確認方法

システム未導入所属においては、次のとおり確認するものとする。

- (1) 現場代理人等の在籍確認

ア 原則として健康保険被保険者証（原本）の提示を求める。

イ 健康保険被保険者証（原本）で確認できない場合は、次のいずれかの書面により確認する。

(ア) 市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書（原本）

(イ) 所得税青色申告決算書（控え）

(ウ) (ア)、(イ)で確認できなかった場合、雇用契約書、給与台帳、社員証その他雇用関係を証するもの

(2) 主任技術者、監理技術者及び専門技術者の資格確認

次の書類の写しの提出を請負者に求める。

ア 主任技術者、専門技術者にあつては技術検定合格証明書又はこれに代わる書類

イ 監理技術者にあつては監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（平成 28 年 6 月 1 日以降に講習を修了した者については監理技術者資格者証（表裏両面））

3 事業管理システムによる現場専任確認

1 又は 2 の方法により確認した後、富山県建設工事総合管理システム（現場代理人等入力：GB04400）において、現場代理人及び技術者の氏名を入力し、出力された帳票により、土木部及び農林水産部の既発注工事に配置されている現場代理人及び技術者と重複していないかを確認する。

4 現場代理人等が営業所専任技術者でないことの確認

現場代理人等が営業所専任技術者でないことを建設技術企画課の庁内掲示板に掲載されている建設業許可業者台帳で確認する。

5 現場代理人等が重複していた場合の対応

重複が存在した場合は、次のとおり対応する。

(1) 請負者に対し、すべての要件を満たすものに交替を要求する。

（兼務工事申出書が提出されている場合は、平成 30 年 3 月 15 日付け建技第 462 号「建設工事の現場代理人の常駐及び技術者の専任に係る取扱いについて」を参照。）

(2) 条件を満たすまでは、工事の着工を認めない。

(3) すべての要件を満たす者を配置できない場合は、契約を解除する。

6 適用年月日

平成 30 年 7 月 3 日

（事務担当）

管理課 入札・契約係

建設技術企画課 技術指導係

建設業係

確認事項一覧表

	現場代理人	主任技術者	監理技術者	専門技術者
在籍要件	○	○(注)	○(注)	○
資格要件	—	○	○	○
現場専任要件	○	○	○	—

(注)主任技術者及び監理技術者（以下「監理技術者等」という。）は、所属建設業者との直接的かつ恒常的な雇用関係（三ヶ月以上の雇用関係）が必要である。

<参考>用語の解説

1 現場代理人

現場代理人とは、請負契約の的確な履行を確保するため、請負人の代理人として、工事現場の取締りを行い工事の施工に関する一切の事項を処理する者であり、当該工事現場に常駐することとされている(富山県建設工事標準請負契約約款第10条第2項)。

2 主任技術者

建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し建設業法（以下「法」という。）第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（主任技術者）を置かなければならない（法第26条第1項）。

3 監理技術者

発注者から直接工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）以上となる場合においては、当該建設工事に関し、法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（監理技術者）を置かなければならない（法第26条第2項）。

4 工事現場における監理技術者等の専任の考え方

富山県が注文者である工作物に関する工事で、工事1件の請負代金の額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上のものについては、より適正な施工の確保が求められるため、監理技術者等は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない（法第26条第3項）。

5 専門技術者

専門技術者とは、請負者が土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合において、その一式工事の一部である専門工事を自ら施工しようとするときに、又は専門工事を施工する場合において自らそれに附帯する他の建設工事を施工しようとするときに建設業法上配置することが要求されている技術者である。法第 26 条第 1 項に規定する主任技術者に相当する者（当該建設工事に関し法第 7 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における当該建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの）を置くこととされている（法第 26 条の 2）。

6 営業所専任技術者

営業所ごとに、建設工事の施工に関する一定の資格又は経験を有する技術者で専任のものを置かなければならない（建設業法第 7 条第 2 号）。

許可の基準の一つであり、この基準の趣旨は、建設工事についての専門知識を有する技術者の恒常的な技術指導のもとで建設業営業が行われる体制を構築することで、建設工事に関する請負契約の適正な締結、履行を確保することにある。

「専任のもの」とは、その営業所に常勤して専ら職務に従事することを要する者をいい、したがって、雇用契約等により事業主体と継続的な関係を有し、休日その他勤務を要しない日を除き、通常の勤務時間中はその営業所に勤務し得るものでなければならない。

7 直接的な雇用関係の考え方（監理技術者制度運用マニュアルからの抜粋）

直接的な雇用関係とは、主任技術者又は監理技術者（以下、「監理技術者等」という。）とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利関係）が存在することをいう。（中略）したがって、在籍出向者、派遣社員については直接的な雇用関係にあるとはいえない。

8 恒常的な雇用関係の考え方（監理技術者制度運用マニュアルからの抜粋）

恒常的な雇用関係とは、一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、（中略）、建設業者が組織として有する技術力を、技術者が十分かつ円滑に活用して工事の管理等の業務を行うことができることが必要であり、特に国、地方公共団体等が発注する建設工事において、発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等については、所属建設業者から入札の申込のあった日（指名競争に付する場合であって入札の申込を伴わないものにあつては入札の執行日、随意契約による場合にあつては見積書の提出のあった日）以前に三ヶ月以上の雇用関係にあることが必要である。

J C I S、C O R I N Sについて

J C I Sでは、C O R I N S情報（詳細C O R I N S＋簡易C O R I N S）と企業情報を一体的に検索することができる。

詳細C O R I N Sは、請負金額2,500万円以上のC O R I N Sデータが対象であり、技術データが充実しているので工事实績を確認して指名業者の選定を行う際に使う。

簡易C O R I N Sは、詳細C O R I N Sのような詳細な技術データはないが、請負金額500万円以上のC O R I N S全データが対象なので、技術者の配置状況の確認などを行う際に使う。

※システム別情報内容一覧表（○：確認可能、×：確認不可能）

情報内容	J C I S	C O R I N S	備 考
工事实績検索	○	○	在籍確認・資格確認の際に活用する。
施工中工事検索	○	○	現場専任確認の際に活用する。
工事カルテ	○	○	
許可・経審情報	○	×	
営業所情報	○	×	
許可換え情報	○	×	
監理技術者情報	○	×	監理技術者に関して、在籍確認・資格確認・現場専任確認の際に活用する。
主任技術者情報	○	×	

システムによる確認方法

操作方法については、各システムの簡易マニュアルを参照すること。

1 J C I S 導入所属

(1) 現場代理人、主任技術者及び専門技術者の在籍確認

簡易 C O R I N S の技術者情報検索の工事实績検索を使って、現場代理人等届に記載されている現場代理人、主任技術者及び専門技術者の工事实績を確認する。(工事实績があれば、在籍要件を満たすものとみなす。ただし、主任技術者については、3 か月以上前の実績が必要。)

(2) 主任技術者及び専門技術者の資格確認

簡易 C O R I N S の技術者情報検索の工事实績検索を使って、現場代理人等届に記載されている主任技術者及び専門技術者が従事した工事に係る工事カルテの技術者情報を確認する。

(3) 現場代理人及び主任技術者の現場専任確認

簡易 C O R I N S 技術者情報検索の施工中工事検索を使って、契約工期における従事工事の有無を確認する。(国、地方公共団体、公団及び事業団等の既発注工事との重複確認を行う。)

(4) 監理技術者の在籍・資格・現場専任確認

監理技術者情報を検索して、現場代理人等届に記載されている監理技術者の所属建設業者変更履歴について3 か月以上の雇用関係があるかを確認する。(3 か月以上の雇用関係があれば在籍条件を満たすことになる。)

監理技術者資格の有効年月日及び監理技術者講習を過去5 年以内に受講していることを確認する。

契約工期における従事工事の有無を確認する。(国、地方公共団体、公団及び事業団等の既発注工事との重複確認を行う。)

2 CORINS 導入所属

(1) 現場代理人、主任技術者、監理技術者及び専門技術者の在籍確認

簡易CORINSの技術者情報検索の工事实績検索を使って、現場代理人等届に記載されている現場代理人、主任技術者、監理技術者及び専門技術者の工事实績を確認する。(工事实績があれば、在籍要件を満たすものとみなします。ただし、主任技術者及び監理技術者については、3か月以上前の実績が必要。)

(2) 主任技術者、監理技術者及び専門技術者の資格確認

簡易CORINSの技術者情報検索の工事实績検索を使って、現場代理人等届に記載されている監理技術者の監理技術者資格者証番号を確認する。(監理技術者資格者証番号があれば、資格要件を満たすものとみなす。)

現場代理人等届に記載されている主任技術者及び専門技術者が従事した工事に係る工事カルテの技術者情報を確認する。

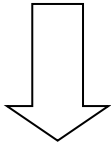
(3) 現場代理人、主任技術者及び監理技術者の現場専任確認

簡易CORINS技術者情報検索の施工中工事検索を使って、契約工期における従事工事の有無を確認する。(国、地方公共団体、公団及び事業団等の既発注工事との重複確認を行う。)

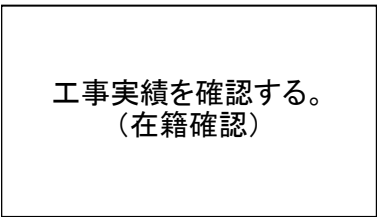
現場代理人の配置状況確認の流れ

JCIS導入所属
CORINS導入所属

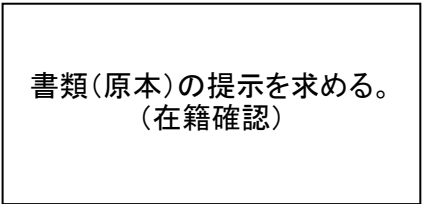
現場代理人等届又は現場代理人等変更届提出



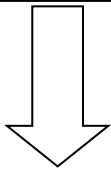
簡易CORINS技術者情報検索の工事实績検索



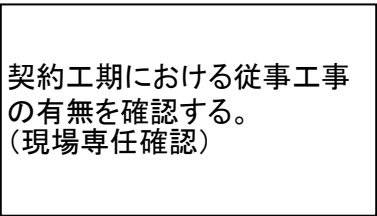
システムで確認できない場合



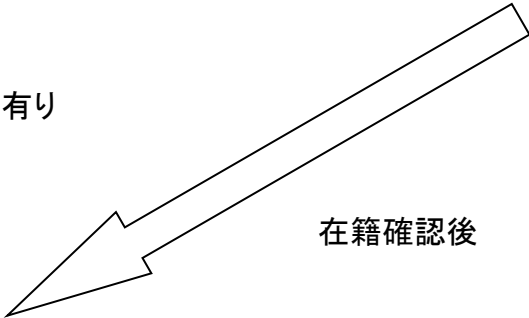
工事实績有り



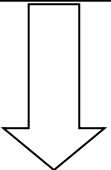
簡易CORINS技術者情報検索の施工中工事検索



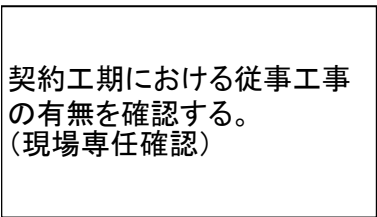
在籍確認後



従事工事無し



事業管理システム

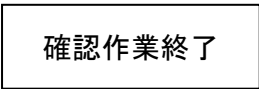
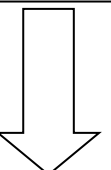


在籍要件又は現場専任要件のいずれかを満たさない場合

- (1) 請負者に対し、すべての要件を満たす者に交替を要求する。

(2) すべての要件を満たす者を配置できない場合は、契約を解除する。

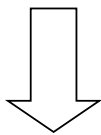
従事工事無し



主任技術者の配置状況確認の流れ

JCIS導入所属
CORINS導入所属

現場代理人等届又は現場代
理人等変更届提出



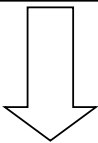
簡易CORINS技術者情報検
索の工事实績検索

3か月以上前の工事实績を確認する。
(在籍確認)
必要な資格を有しているかを確認する。
(資格確認)

システムで確認できない場合



書類(原本)の提示を求める。
(在籍確認)
書類(写し)の提出を求める。
(資格確認)

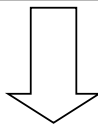
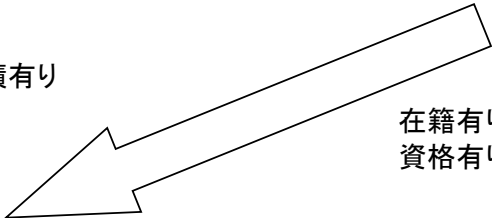


工事实績有り
資格有り

簡易CORINS技術者情報検
索の施工中工事検索

契約工期における従事工事
の有無を確認する。
(現場専任確認)

在籍有り
資格有り



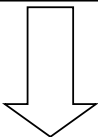
従事工事無し

事業管理システム

契約工期における従事工事
の有無を確認する。
(現場専任確認)

在籍要件、資格要件又は現場専任要件のいずれかを満たさない場合

- (1) 請負者に対し、すべての要件を満たす者に交替を要求する。
- (2) すべての要件を満たす者を配置できない場合は、契約を解除する。



従事工事無し

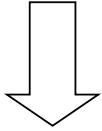
確認作業終了

専門技術者の配置状況確認の流れ

JCIS導入所属

CORINS導入所属

現場代理人等届又は現場代理人等変更届提出



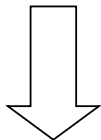
簡易CORINS技術者情報検索の工事实績検索

工事实績を確認する。
(在籍確認)
必要な資格を有しているかを確認する。

システムで確認できない場合



書類(原本)の提示を求める。
(在籍確認)
書類(写し)の提出を求める。
(資格確認)



工事实績有り
資格有り

確認作業終了

在籍有り
資格有り

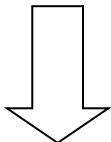
在籍要件又は資格要件のいずれかを満たさない場合

- (1) 請負者に対し、すべての要件を満たす者に交替を要求する。
- (2) すべての要件を満たす者を配置できない場合は、契約を解除する。

監理技術者の配置状況確認の流れ

JCIS導入所属の場合

現場代理人等届又は現場代理人等変更届提出



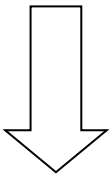
監理技術者情報

・監理技術者の所属建設業者
変更履歴(3か月以上の雇用
関係があるか)
・有する資格(必要な資格を有
しているか)
・監理技術者資格の有効年月日
及び監理技術者講習を過去5年
以内に受講していることを確認す
る。
・契約工期における従事工事
の有無(従事工事が重複して
いないか)
を確認する。
(在籍・資格・現場専任確認)

システムで確認できない場合



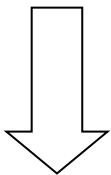
書類(原本)の提示を求める。
(在籍・資格確認)



在籍有り
資格有り

簡易CORINS技術者情報検
索の施工中工事検索

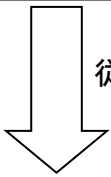
契約工期における従事工事の有
無を確認する。
(現場専任確認)



在籍有り
資格有り
従事工事無し

事業管理システム

契約工期における従事工事
の有無を確認する。
(現場専任確認)



従事工事無し

確認作業終了

従事工事無し

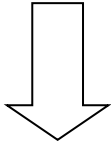
在籍要件、資格要件又は現場専任要件のいずれかを満たさない場合

- (1) 請負者に対し、すべての要件を満たす者に交替を要求する。
(2) すべての要件を満たす者を配置できない場合は、契約を解除する。

監理技術者の配置状況確認の流れ

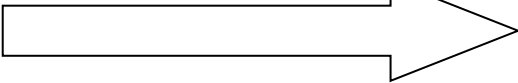
CORINS導入所属の場合

現場代理人等届又は現場代理人等変更届提出



簡易CORINS技術者情報検索の工事实績検索

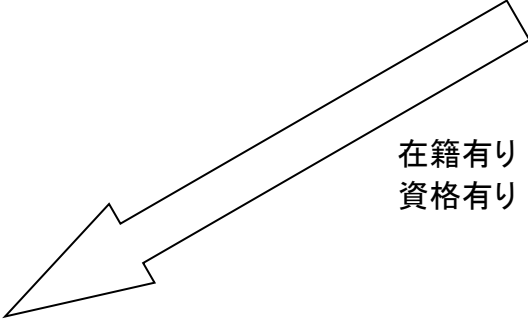
3か月以上前の工事实績を確認する。
(在籍確認)



・書類(原本)の提示を求める。
(システムで在籍確認ができない場合)
・書類(写し)の提出を求める。
(資格確認)

簡易CORINS技術者情報検索の施工中工事検索

契約工期における従事工事の有無を確認する。
(現場専任確認)



在籍有り
資格有り

従事工事無し

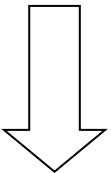
事業管理システム

契約工期における従事工事の有無を確認する。
(現場専任確認)

在籍要件、資格要件又は現場専任要件のいずれかを満たさない場合

- (1) 請負者に対し、すべての要件を満たす者に交替を要求する。
- (2) すべての要件を満たす者を配置できない場合は、契約を解除する。

従事工事無し



確認作業終了

参考

【監理技術者等の工事現場における専任】

公共性のある工作物に関する重要な工事（工事1件の請負代金が3,500万円以上。ただし、建築一式工事の場合は7,000万円以上。公共工事、民間工事を問わず、個人住宅を除くほとんどの工事が該当する）では、工事の安全かつ適正な施工を確保するために、監理技術者等を工事現場ごとに専任で置く必要がある（建設業法第26条第3項）。

この現場専任制度は、元請、下請にかかわらず、適用される。

専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいう。

【元請負人の専任期間】

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が、監理技術者等を工事現場に専任で配置すべき期間は契約工期が基本となる。

【専任を要しない期間】

たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任を要しない。

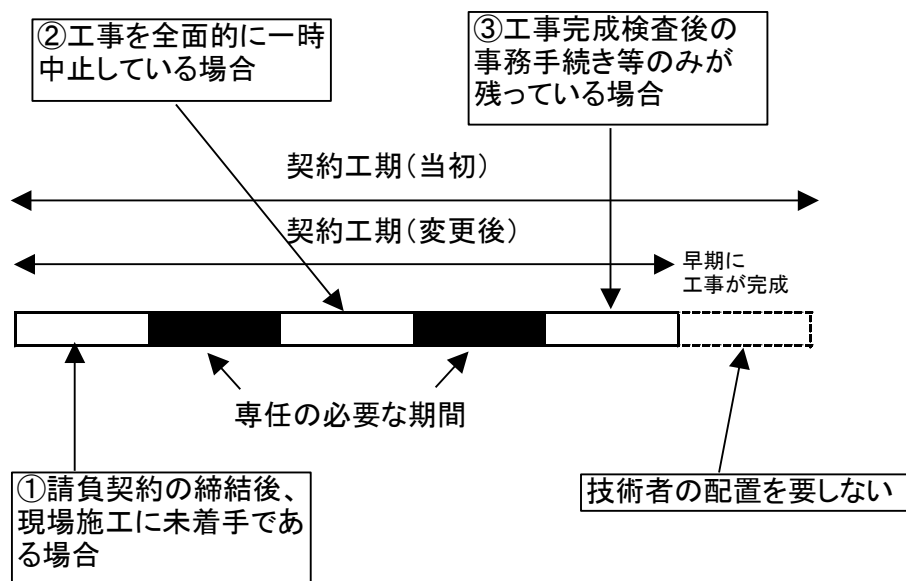
ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

（注意事項）

専任を要しない期間中であっても、監理技術者等の配置は必要である。

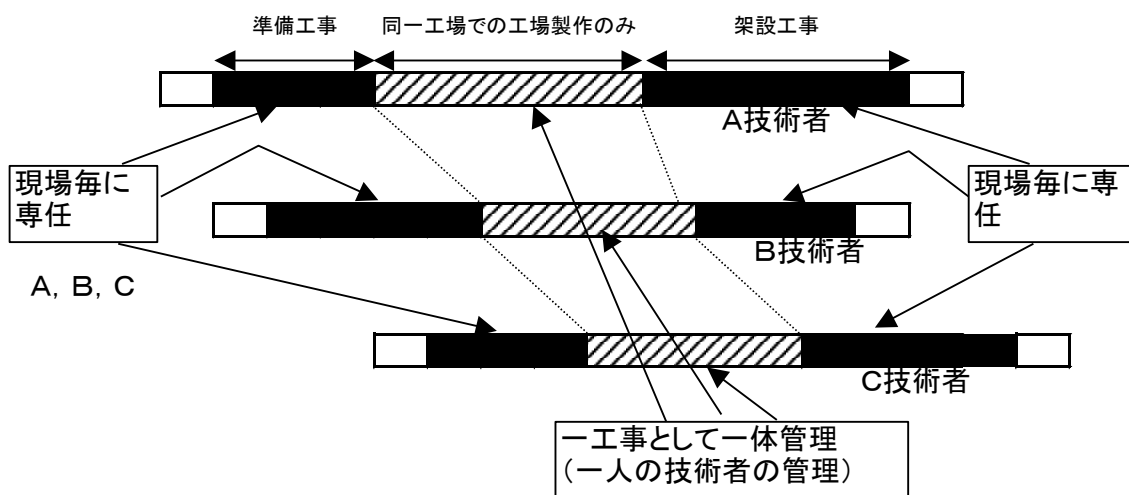
したがって、たとえば、監理技術者等が専任を要しない期間中の工事（例：工事を全面的に中止している期間中の工事）と、専任を要する期間中の工事（例：現場施工している期間中の工事）を兼務することは建設業法違反になる。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。）
- ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間



④ ②又は③に類した理由で、工事が不稼動である期間

⑤ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間



(注意事項)

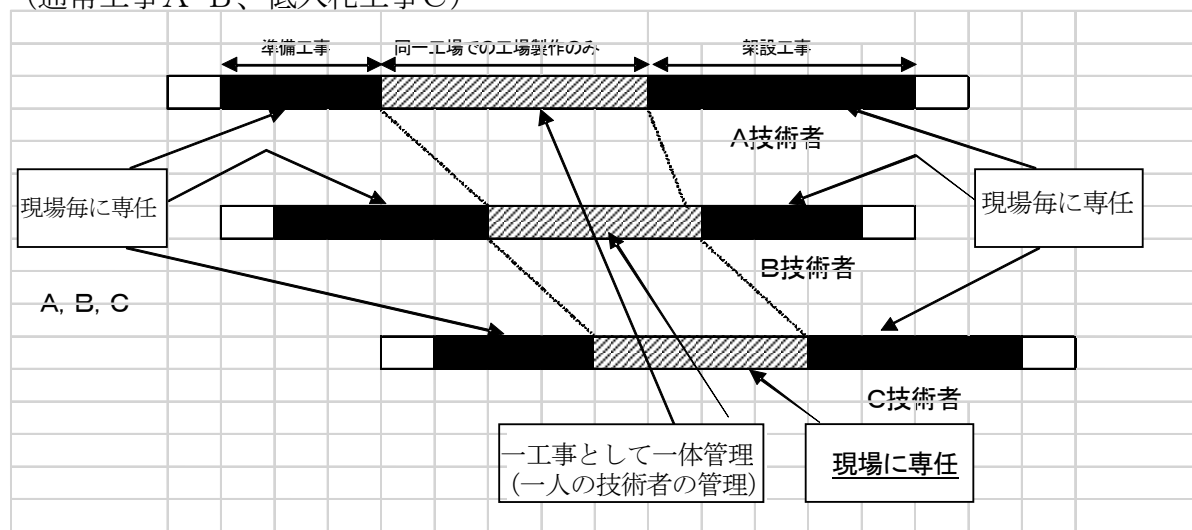
工場製作を含む低入札工事における技術者の配置については、「低入札案件における技術者の増員の義務付けに係る取扱いについて」(平成 21 年 3 月 13 日付け管第 86 号)に基づき、下記のとおり運用することとする。

(工事 1 件の請負代金が 3,500 万円以上の場合)

	役職	準備工事期間	工場製作期間	架設工事期間
通常工事	監理技術者等	専任	非専任	専任
	担当技術者(増員)	×	×	×
低入札工事	監理技術者等	専任	<u>専任</u>	専任
	担当技術者(増員)	専任	×	専任

専任:他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していること

(通常工事A・B、低入札工事C)

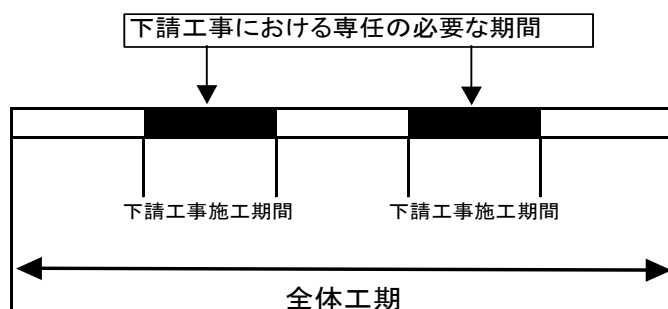


【下請負人の専任期間】

下請工事においては、施工が断続的に行われることが多いことを考慮し、専任の必要な期間は、下請工事が実際に施工されている期間とする。

(注意事項)

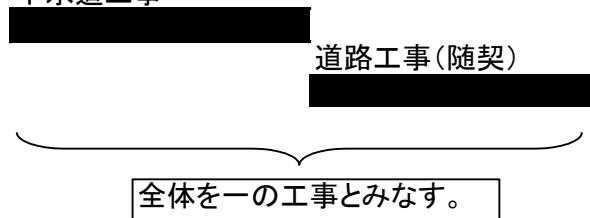
工事が三次下請業者まで下請されている場合で、三次下請業者が作業を行っている場合は、一次・二次下請業者は、自らが直接施工する工事が無い場合であっても監理技術者等は現場に専任しなければならない。



【専任を要する関連工事の取扱い】 (二以上の工事を同一の監理技術者等が兼任できる場合)

⑥例えば下水道工事と区間の重なる道路工事を同一あるいは別々の主体が発注する場合など、密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる（令第 27 条第 2 項）。ただし、この規定は、専任の監理技術者については適用されない。

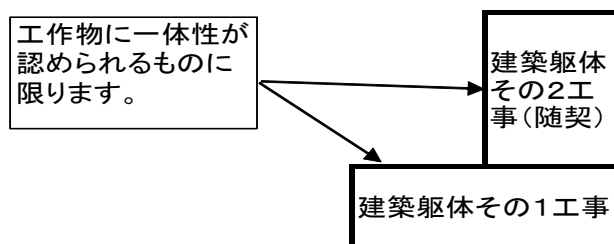
下水道工事



⑦同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができる。

（注意事項）

この規定は、専任の監理技術者についても認められている。この場合、建設業法第 3 条第 1 項（一般建設業と特定建設業の区分）、同法第 26 条第 1 項及び第 2 項（主任技術者と監理技術者の区分）等の規定については、一の工事として適用される。



【営業所専任技術者と監理技術者等との関係】

特例として、下記の要件を全て満たす場合は、当該工事の専任を要しない監理技術者等となることができる。

- ① 当該営業所において請負契約が締結された建設工事であること。
- ② 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
- ③ 当該建設工事が、監理技術者等の工事現場への専任を要する工事（公共性のある工作物に関する重要な工事で請負金額 3,500 万円以上(建築一式工事は 7,000 万円以上)）でないこと。